様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		用途規制の特例許可
根拠条例･規則等名		建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)
条　　項		第４８条
所管部課		建設局 建築行政部 建築行政課(048-829-1533)
審査基準	基　　準 （未設定の場合はその理由）	設定できません。 (許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である) ただし、技術的助言が通知されている場合においては、当該内容を参考とする。
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定 平成３０年４月１日最終改正
標準処理期間	期　　間 （未設定の場合はその理由）	９０日
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定　平成　　年　　月　　日最終改正
備　　考		